

愛知県知事 大村秀章 様

休業要請と休業協力金制度に対する緊急要望

2020年4月20日

日本共産党愛知県委員会

県委員長 岩中正巳

愛知県が16日におこなった業者への休業要請と休業協力金制度に対して、「対象となる店舗の広さが大きすぎて自分の店は対象にならない」、「16日に要請して17日には休業しないといけないというのは間に合わない」など休業に協力したくてもこれではできないという声が様々な業種からあがっています。

東京都では「中小事業者を守るための仕組みであり、むしろ大きなところを対象外（業種によって）にする」という考え方のもと、学習塾やネイルサロンなど小規模店舗に対する「1000㎡以上でなければ対象にならない」という規制はありません。愛知県でも、東京都と同様の対応をとり、休業要請に応えた業者、店舗への支給を行うよう以下、要請します。

記

- 一、 「1000㎡越」という限定枠をはずし、休業に協力した業者、店舗には休業協力金の支給をおこなうこと
- 一、 申請受付が2020年5月中旬～6月中（予定）となっているが、休業しても水光熱費や家賃などの支払いが生じるため、早急に申請と支給を行えるようにすること。その際、手続きの簡素化をおこなうこと。
- 一、 休業協力要請期間が2020年4月17日から5月6日までの期間となっているが、休業が間に合わなかったところについても、その後、休業の要請に応えた業者、店舗について休業協力金の支給対象とすること。

以上